平成２２年（フ）第７５号
岩手県花巻市大迫町外川目第34地割21番地２
市営旭町団地第18号
破産者　松山　敏章
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１５５号
埼玉県行田市富士見町２丁目４番地４
破産者　遠藤　幸夫
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１５６号
埼玉県行田市富士見町２丁目４番地４
破産者　遠藤　弘子
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３５２号
埼玉県行田市長野２―13―26　グランドハイツＢ202、破産手続開始時の住所埼玉県行田市長野４丁目19番地12
破産者　三國美砂江（旧姓杉下）
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４２９号
新潟市南区上下諏訪木1240番地　エコーハイツ102号、前住所新潟市南区白根東町１丁目14番５号
破産者　田中百合男
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０１号
新潟県五泉市矢津568番地
破産者　落合　利詞
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５０号
新潟市江南区亀田本町４丁目４番11号
破産者　小泉　聖子
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８５号
新潟市東区山木戸１丁目３番10号　第５長岡土地アパート１Ｆ－１号
破産者　平岩　　修
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０６号
静岡県御殿場市中山16番地の14　サンハイツ長田102
破産者　畠山　　透
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７４号
京都府宇治市木幡正中51番地の22
破産者　寺下　伸之
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１９号
広島市安佐北区落合３丁目17番26号
破産者　片壗　成樹
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８０号
福岡県田川郡福智町上野159番地３、前住所福岡県田川郡福智町市場864番地
破産者　立花　廣美
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第６３５号
熊本市御領１丁目２番165号
破産者　池永　龍治
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３５号
熊本県山鹿市山鹿315番地
破産者　坂田　和敏
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第２８号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井549番地18
破産者　吾妻　考介
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第１５４号
山形県西村山郡河北町谷地字月山堂593番地の１
破産者　黒坂木材株式会社
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４００号
山形市大字漆山1851番地の１
破産者　株式会社生鮮いちばまるり
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１３３号
名古屋市名東区豊が丘1810番地
破産者　株式会社アグリ・808
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第９７８２号
大阪市中央区伏見町３丁目２番４号
破産者　コスモ・コンピュータ・ビジネス株式会社
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部